

## 事業所税を申告される皆様へ

平素は本市の税務行政に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、事業所税は、大都市への人口や企業の集中に伴って必要となる都市環境の整備改善事業の財源に充てられる目的税です。

そのしくみは、行政サービスと企業等の事業活動との間に受益関係のあることに着目し、その事業活動の規模に応じ課税することとなっております。

また、その課税の際には、申告納付制度となっておりますので、納税義務者となられる方ご自身が、その事業所等の内容を申告し、算出した税額を納付していただくこととなっております。今後とも何卒、ご理解の程よろしく願いいたします。

なお、この「事業所税申告の手引き」は、事業所税についての基本的な内容を中心に構成しておりますので、実際の申告手続きの際には記載の無い事例など不明な点多々あると思います。その際には、お手数ではございますが、下記の事業所税担当までお問い合わせくださるようお願いいたします。

事業所税の申告等のご参考までに、この「事業所税申告の手引き」をご覧いただき、より一層のご理解とご協力をいただければ幸いです。

西宮市財務局税務部資産税課

事業所税担当

TEL (0798) 35-3269

# 目 次

## I 事業所税の概要

1. 事業所税とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 事業所税の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 事業所税の納税の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 事業所税の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## II 事業所税

1. 申告の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 事業所税の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 申告書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## III 非課税・課税標準の特例・減免

1. 非課税対象施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2. 課税標準の特例対象施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
3. 減免対象施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

## IV 各種申告時の端数処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

## V その他の申告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

## VI 申告は納期限までに

1. 延滞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
2. 加算金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## VII ホームページでダウンロードできる申請書類等・・・・・・・・・・ 29

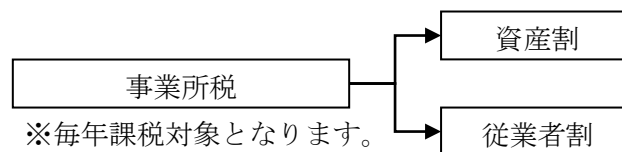
# I 事業所税の概要

## 1. 事業所税とは

事業所税は、必要とされる行政サービスと企業の事業活動との間の受益関係に着目し、企業の活動状況を一定の外形標準（床面積又は支払い給与額）によってとらえたものを課税標準として、これら事務所・事業所に対して特別の税負担を求める仕組みとなっています。

## 2. 事業所税の構成

事業所税は次のように構成されています。



## 3. 事業所税の納税の方法

事業所税は、納税義務者（納める方）が、課税標準及び納付すべき税額を申告し、申告額を納付する申告納付制度となっています。

#### 4. 事業所税の内容

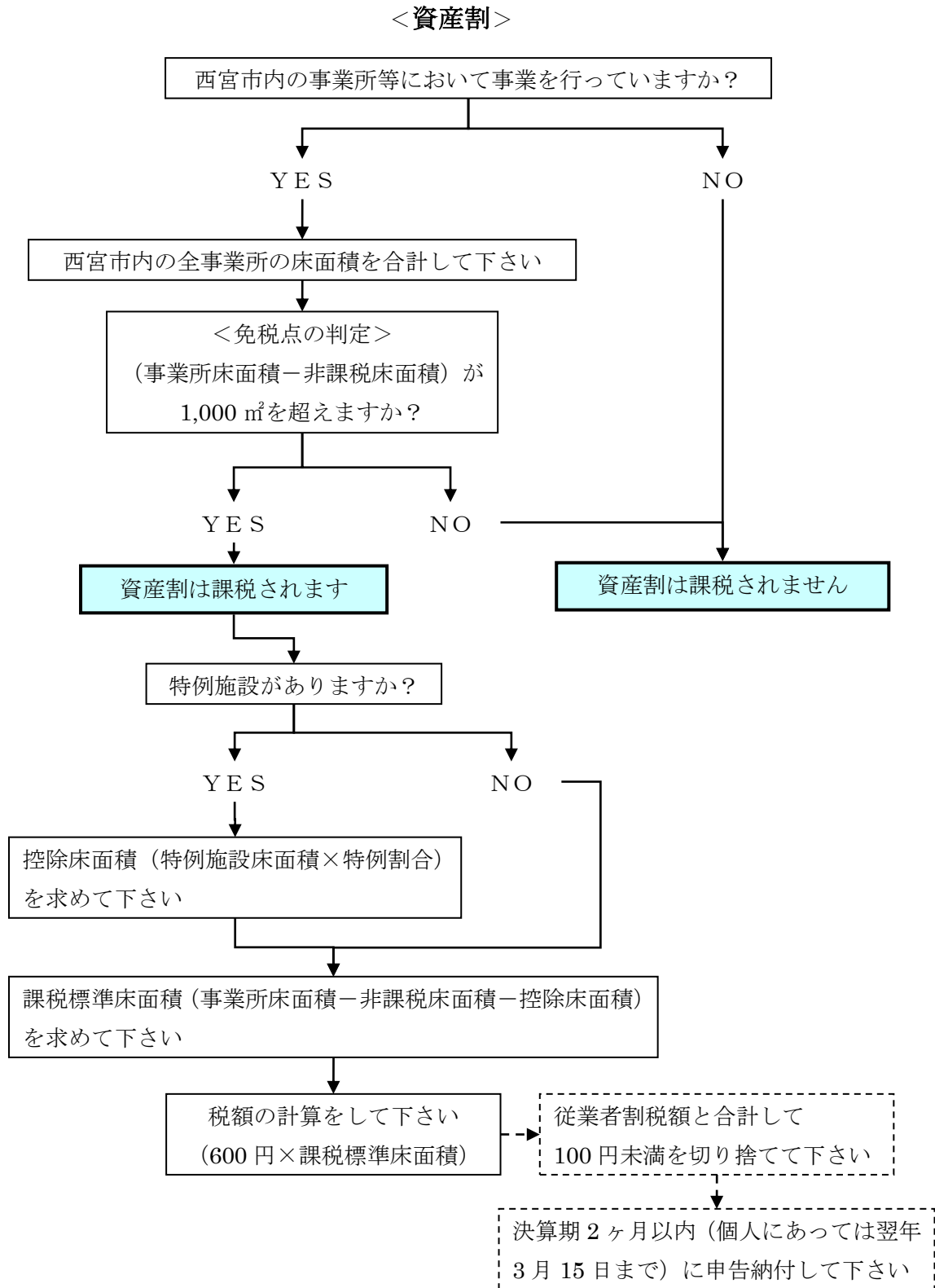
項 目	事業に係る事業所税		関係条文
	資 産 割	従 業 者 割	
納 税 義 務 者	事業所等において事業を行う法人又は個人（7ページ参照）		701 の 32
課 税 標 準	市内各事業所用家屋の合計 床面積（借り受け部分含む） （5ページ参照）	市内各事業所等の合計 従業者給与総額 （6ページ参照）	701 の 31 ①②③
	事業年度末日（個人にあつては 12/31）で算定	事業年度中（個人にあつて は1/1～12/31）で算定	701 の 40
税 率	1㎡につき 600 円	従業者給与の 0.25%	
税 額 の 計 算 方 法	課税標準となる事業所床面積 ×600 円	課税標準となる従業者の 給与総額×0.25/100	701 の 42
免 税 点	事業年度末日（個人にあつては 12 月 31 日）で算定		701 の 43
	市内の各事業所用家屋の合計 床面積が 1,000 ㎡未満 （5ページ参照）	市内の各事業所等の合計 従業者が 100 人未満 （6ページ参照）	
申 告 義 務	市内の各事業所用家屋の合計 床面積が 800 ㎡以上	市内の各事業所等の合計 従業者が 80 人以上	市税 137② 138②
納 税 の 方 法	納税義務者が課税標準や税額を申告し、金融機関に納付		701 の 45
申 告 ・ 納 付 の 期 限	法人・・・事業年度終了の日から 2 ヶ月以内 個人・・・翌年の 3 月 15 日		701 の 46 ・47
非 課 税 (16ページ参照)	事業所税のかからない人・・・国、公共法人等 事業所税のかからない施設・・・福利厚生施設、防火施設等		701 の 34 ①～⑤
課 税 標 準 の 特 例 (23ページ参照)	人的特例・・・1/2 控除・・・消費生活協同組合等 用途特例・・・一定割合控除・・・営業倉庫、旅館等		701 の 41
延 滞 金 (28ページ参照)	年 14.6%（一定期間は年 7.3%・1 日当たり 0.02%）		701 の 59 ・60
加 算 金 (29ページ参照)	過少申告加算金・・・市長のなす更正税額の 10%相当額 不申告加算金・・・納付すべき税額の 15%相当額 （申告税額のうち、50 万円を超える部 分については、5%を加算） 重加算金・・・過少申告加算金に代えて 35%、 不申告加算金に代えて 40% 加重措置・・・不申告加算金・重加算金の 10%		701 の 61 ・62

[注]関係条文；701 の 31①は、地方税法第 701 条の 31 第 1 項の略

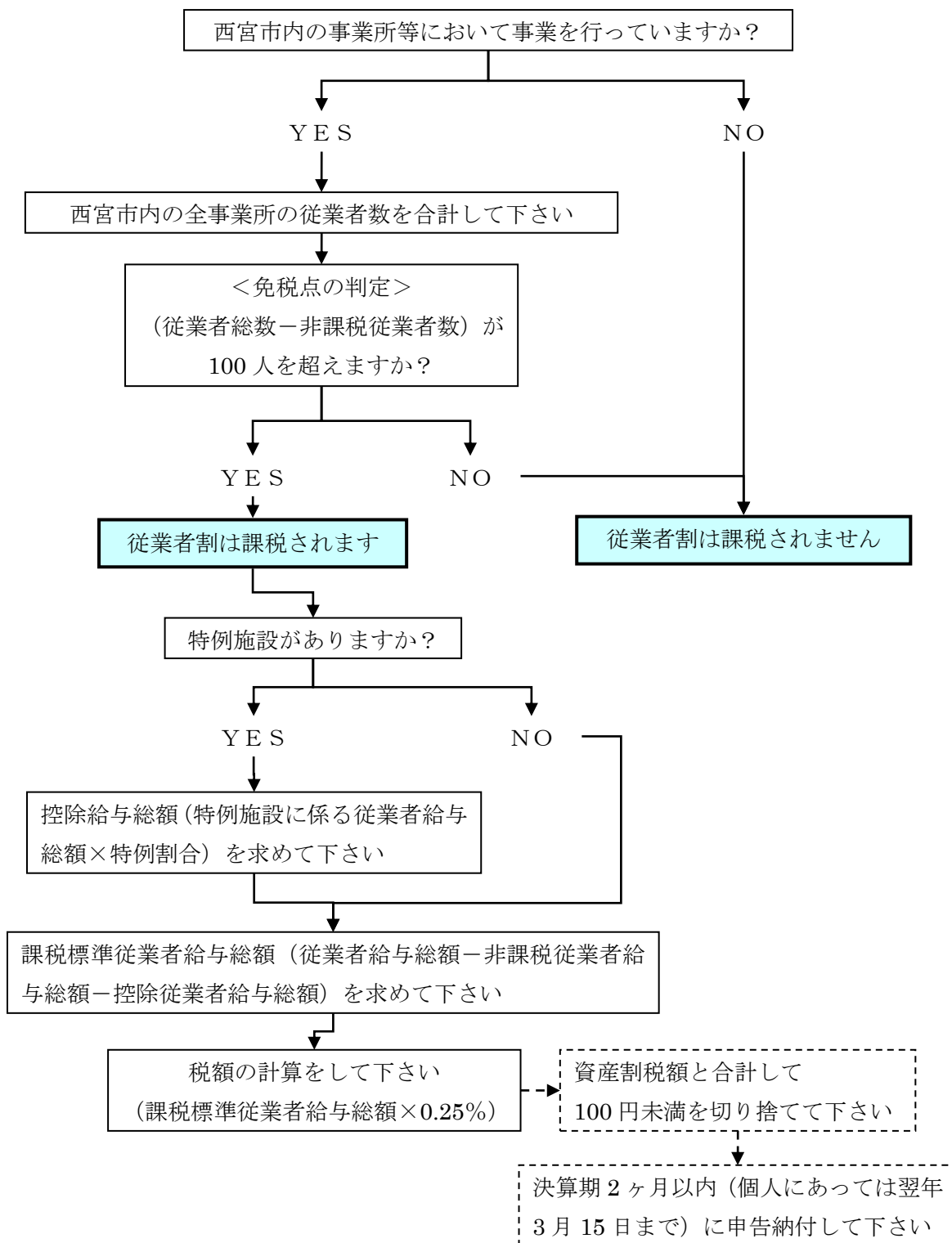
市税 137②は、西宮市市税条例第 137 条 2 項の略

## II 事業所税

### 1. 申告の流れ



## <従業員割>



## 2. 事業所税の説明

### **事業** <事業所等において行われる事業とは>

物の生産、流通、販売又はサービスの提供など、個人、法人その他の団体が行う全ての経済活動です。また、本来の事業に関連して行われる付随的な活動も事業に含まれます。事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるものでも事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

### **納税義務者** <どのような方が申告納付するのか>

- ・ 市内の事業所等において事業を行う法人(清算中の法人も含みます。)または個人です。家屋の所有の有無は問いません。ビルの全部または一部を借りて事業を行っている場合は、ビルの借主です。ただし、ビルの貸主は、事業所用家屋の貸付に係る申告書により、貸付状況を申告する義務があります。貸付先や面積に変更があった場合も同様です。
- ・ 二人以上の方が共同して事業を行う場合は、各々連帯納税義務が課されます。

### <納税義務者の特例>

事業所税の納税義務者については、その負担の均衡と租税を回避する行為の防止等の観点から「みなし共同事業」の措置が講じられています。

「みなし共同事業」とは...

- ①親族又は同族会社等の特殊関係者を有する者がある場合において
- ②その特殊関係者が行う事業が同一家屋内で行われている時

当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、これらの方に連帯納税義務が課されます。

免税点は単独で行っている事業と共同で行う事業との床面積・従業者給与を合計して判定しますが、課税標準は単独で行っている各事業所の床面積・従業者給与だけで算定します。

### **課税標準** <税額は何を基準に計算するのか>

#### **資産割**

- ・ 法人にあつては事業年度の末日、個人にあつては12月31日現在における、市内各事業所用家屋の合計延床面積です（借り受けている分を含みます。）。
- ・ 「**事業所床面積**」とは、人の居住用以外の延床面積をいいます。事業所用家屋に階段や廊下など共用部分がある場合、その床面積も含まれます。
- ・ 「**家屋**」とは、固定資産税における家屋で、不動産登記法上の建物と同義語です。未登記建物も含みます。人的設備を欠く施設（無人倉庫等）であっても、これらを継続的に管理する事業所等が存する限り（市域の内外を問いません）事業所等の範囲に含まれます。
- ・ 「**床面積**」とは、不動産登記簿又は固定資産税課税台帳上の面積です。1㎡の1/100未満の**端数**は、切り捨て処理します。

- ・ 以下の場合、「**月割計算**」をします。

算定期間の中途において新設・廃止があった場合

- 新設した場合の起算月・・・新設の日の属する翌月から
- 廃止した場合の満了月・・・廃止の日の属する月まで  
営業開始・終了日からだけでなく、準備期間(物件の取得日や賃貸借契約の開始・終了日等)も含まれます。
- 算定期間の月数が1月未満・・・1月として計算

「**新設・廃止**」とは、一単位の事業所（本社・支店・営業所等）の場合をいいます。

- ・ 一単位（一区間、同一家屋内、同一敷地内の複数の建物など）の事業所内の増減については月割計算をせず、事業年度の末日（個人にあつては12月31日）での合計床面積です。
- ・ 本社が市外にあり、市内事業所が年度内に全てなくなった場合は、免税点未達となり課税されません。

#### 従業者割

- ・ 法人にあつては事業年度中、個人にあつては1月1日～12月31日の間に、市内の事業所等において従業者に支払われた又は支払われるべき給与総額です。未払金・未払費用として損金経理された給与等も、支払義務があるため、課税標準に含まれます。
- ・ 「**従業者**」とは、役員以外の年齢65歳以上の人又は役員以外の障害者を除きます。
- ・ 「**給与総額**」とは、従業者に対して支払われる俸給・給料・賞与及び所得税法の取扱上非課税とならない手当等をいいます。退職金、通勤手当などは含まれません。

#### 免税点の判定 <課税とならない一定規模とは>

- ・ 免税点は基礎控除ではありません。
- ・ 法人にあつては、事業年度の末日、個人にあつては12月31日の現況で判定します。
- ・ 資産割と従業者割とでそれぞれ個別に判定します。

#### 資産割

- ・ 市内で使用している事業所等合計床面積から、非課税に係る床面積を除いて判定します。課税標準の特例を受ける前の延床面積です。

#### 従業者割

- ・ 市内で使用している事業所等の従業者数の合計から、非課税施設に係る従業者数を除いて判定します。課税標準の特例を受ける前の従業者数です。
- ・ 従業者の数に著しい変動（各月末従業者数の最大 > (各月末従業者数の最小) × 2）がある場合は、各月末の平均従業者数を事業年度の末日現在の従業者数とみなして判定します。
- ・ 従業者の取扱についての免税点の判定は、9ページの一覧表を参考にして下さい。



(参考)

## ＜従業員への取扱い＞一覧表

従業員		免税点の判定	課税標準の範囲
65歳以上の者（役員以外）		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
障害者（ 〃 ）		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
雇用改善助成対象者		従業員に含める	その者の給与等の額の1/2に相当する額を除く
列車内の食堂等の従業員		主たる給与等を支払う事務所等の従業員に含める	主たる給与等を支払う事務所等の従業員給与総額に含める
設置期間が1年未満の建築現場事務所に常時勤務する従業員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
建築現場事務所を設置することなく建築工事が行われる場合の従業員		従業員に含める	従業員給与総額に含める
常勤臨時職員		従業員に含める	従業員給与総額に含める
パートタイマー（注1）		従業員に含めない	従業員給与総額に含める
保険外交員で事業所得のみの者		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
保険外交員で給与と所得及び事業所得を有する者		従業員に含める	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める
無給役員（注2）		従業員に含めない	—
数社の役員を兼務する役員		それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める
65歳以上の使用人兼役員		従業員に含める	従業員給与総額に含める
非常勤役員		従業員に含める	従業員給与総額に含める
出向社員	出向元が給与を支払う場合（注3）	出向元の従業員に含める	出向元従業員給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う場合	出向先の従業員に含める	出向先従業員給与総額に含める
	出向元と出向先が一部ずつ給与を負担しあう場合	主たる給与を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める
外国又は課税区域外に派遣又は課税標準の算定期間を超えて出張している者		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
常時船舶の乗組員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
休職中の従業員		給与の支払いを受けなかった場合を除き、従業員に含める	従業員給与総額に含める
課税施設と非課税施設の兼務従業員		課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事している場合は従業員に含める	課税施設に従事していた分に係る給与は、従業員給与総額に含める
中途退職者		従業員に含めない	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める

(注1) 通常の勤務時間より相当短時間（1日平均6時間未満）の勤務として雇用され、休暇・社会保険等が明らかに正規の従業員とは区別される勤務形態が対象です。

(注2) 「役員」とは、取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人並びにこれら以外で、法人経営に従事している方をいいます。（法人税法第2条第15号）

(注3) 「出向」とは、出向元企業と出向従業員の雇用関係を維持し、当該従業員の指揮監督権が出向先企業にあり出向先企業において労務を提供させるものをいいます。  
「派遣」とは、派遣元と雇用関係は維持され、就業規則等は派遣先の従業員と同様で、派遣元に労務提供し事実上勤務は派遣先にあることをいいます。



# 事業所等明細書<別表1>記入例

(44-1)

事業所等明細書		明細区分の別		算定期間	年 月 日から 年 月 日まで	※ 処理事項 氏名又は 個人番号又は 法人番号	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
1 算定期間を通じて使用された事業所等 2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等												
※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産			従 業 者 割					
		事業所家屋の所有者	住所・氏名	専用床面積 ⑦	事業所床面積 ⑧	事業所床面積 (⑦+⑧)⑨	使用した期間(年/月/日) 同 上 の 月 数	従業員数 ⊕	従業員給与総額 ⊖			
	1 2 計			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	. . . 年 . . . 月 . . . 日	人	十 億 百 万 千 円			
	1 2 計			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	. . . 年 . . . 月 . . . 日	人				
	1 2 計			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	. . . 年 . . . 月 . . . 日	人				
	1 2 計			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	. . . 年 . . . 月 . . . 日	人				
	1 2 計			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	. . . 年 . . . 月 . . . 日	人				
	1 2 計			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	. . . 年 . . . 月 . . . 日	人				
	1 2 計			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	. . . 年 . . . 月 . . . 日	人				

- ※ (別表1の各欄の説明)
- ⑦欄…期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所家屋の延床面積を記入して下さい。  
(1 m<sup>2</sup>の1/100未満切り捨て、以下同様)
  - ⑧欄…別表4の⑥の共用床面積を記入して下さい。
  - ⑨欄…⑦欄と⑧欄の合計。なお共用床面積がない場合この欄のみ記入して下さい。
  - ⊕欄…期末又は廃止の日現在における従業員数(障害者及び年齢65歳以上の者を含む)を記入して下さい。
  - ⊖欄…算定期間中に支払われた給与総額を記入して下さい。

(申告書裏面第44号様式別表1記載要領参照)

非課税明細書<別表2>記入例

(44-2)

非課税明細書		算定期間 年 月 日から 年 月 日まで	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
				氏名又は 個人番号又は 法人番号				
※	事業所等の名称	事業所等の所在地						
非課税の内訳				資 産 制		従 業 者 割		
				非課税床面積 ㊦	㎡	非課税従業員数 ㊧	人	非課税従業員給与総額 ㊨
法第701条の34第	項第	号該当						円
法第701条の34第	項第	号該当						円
法第701条の34第	項第	号該当						円
								円
障害者・ 歳以上の従業員								円
合 計								円
※	事業所等の名称	事業所等の所在地						
非課税の内訳				資 産 制		従 業 者 割		
				非課税床面積 ㊦	㎡	非課税従業員数 ㊧	人	非課税従業員給与総額 ㊨
法第701条の34第	項第	号該当						円
法第701条の34第	項第	号該当						円
法第701条の34第	項第	号該当						円
								円
障害者・ 歳以上の従業員								円
合 計								円
非課税事業所床面積等の合計								円

第十四号様式別表二 提出用

2019.05 570092

※ (別表2の各欄の説明)

- ㊦欄…該当項目ごとにそれぞれの床面積(1㎡の1/100未満切り捨て)を記入して下さい。ただし、共用部分については非課税床面積とならず、別表4で按分します。
- ㊧欄…期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業員数(障害者及び年齢65歳以上の者を含む)を該当項目ごとに記入して下さい。
- ㊨欄…算定期間中に支払われた給与等の額のうち、非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記入して下さい。

(申告書裏面第44号様式別表2記載要領参照)

特例明細書<別表3>記入例

(44-3)

課税標準の特例明細書		算定期間 年 月 日から 年 月 日まで	※ 処理事項		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			氏名又は称						
			個人番号又は法人番号						
事業所等の名称		事業所等の所在地							
課税標準の特例内訳	資 産 割		従 業 者 割						
	課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㊲	控除割合 ㉟	控除従業者給与総額 ㊳			
法第701条の41第1項第 号該当	ni		ni	十位 百万 千 円		十位 百万 千 円			
法第701条の41第2項第 号該当	ni		ni	円		円			
雇用改善助成対象者				円	1/2	円			
合 計	ni		ni	円		円			
事業所等の名称		事業所等の所在地							
課税標準の特例内訳	資 産 割		従 業 者 割						
	課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㊲	控除割合 ㉟	控除従業者給与総額 ㊳			
法第701条の41第1項第 号該当	ni		ni	十位 百万 千 円		十位 百万 千 円			
法第701条の41第2項第 号該当	ni		ni	円		円			
雇用改善助成対象者				円	1/2	円			
合 計	ni		ni	円		円			
控除事業所床面積の合計			ni	控除従業者給与総額の合計					

※ (別表3の各欄の説明)

- ㉞欄…該当項目ごとにそれぞれの床面積（1㎡の1/100未満切り捨て）を記入して下さい。  
なお、法701条の41第1項及び第2項の規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㉞欄の「控除床面積」を控除した後の床面積で記入して下さい。
- ㉟欄…23・24ページ特例一覧表適用欄を参照して下さい。
- ㊱欄…1㎡の1/100未満の端数が生じた場合は、切り捨てして下さい。
- ㊲欄…算定期間中に支払われたる従業者給与総額のうち課税標準の特例にかかる給与等の額を該当項目ごとにそれぞれ記入して下さい。
- ㉟欄…23・24ページ特例一覧表適用欄を参照して下さい。
- ㊳欄…1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てして下さい。

(申告書裏面第44号様式別表3記載要領参照)

共用部分の計算書<別表4>記入例

(44-4)

共用部分の計算書		算定期間	年 月 日から 年 月 日まで	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
				氏名 又は 名称						
				個人番号又は 法人番号						
※	事業所等の名称	事業所等の所在地								
専用部分の延べ面積	①	㎡	③ の 内 訳							⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	㎡	消防設備等に係る共用床面積							⑦
非課税に係る共用床面積	③	㎡	防火に関する設備等							⑦
③以外の共用床面積	④	㎡	全部が非課税となる共用床面積							④
共用床面積の合計(③+④)	⑤	㎡	2分の1が非課税となる共用床面積							⑤
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{2}{1}$ )	⑥	㎡	⑦~⑤以外の非課税に係る共用床面積							⑥
			合 計(⑦~⑤)							⑧

※	事業所等の名称	事業所等の所在地								
専用部分の延べ面積	①	㎡	③ の 内 訳							⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	㎡	消防設備等に係る共用床面積							⑦
非課税に係る共用床面積	③	㎡	防火に関する設備等							⑦
③以外の共用床面積	④	㎡	全部が非課税となる共用床面積							④
共用床面積の合計(③+④)	⑤	㎡	2分の1が非課税となる共用床面積							⑤
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{2}{1}$ )	⑥	㎡	⑦~⑤以外の非課税に係る共用床面積							⑥
			合 計(⑦~⑤)							⑧

2019.05 570172

※ (別表4の各欄の説明)

- ①欄…一棟の建物のうち、共用部分(⑤欄)以外の部分の床面積(1㎡の1/100未満切り捨て)を記入して下さい。
- ②欄…建物全体の専用部分のうち、申告の対象となった事業所の専用部分の床面積を記入して下さい。
- ③欄…⑦欄の合計④欄の数値を転記して下さい。
- ④欄…一棟の建物の共用部分から、非課税に係る共用床面積を差し引いた床面積を記入して下さい。
- ⑦欄…⑦欄…共用床面積のうち、地方税法施行令第56条の43第2項に掲げる消防設備に係る床面積を記入して下さい。
  - ①欄…共用床面積のうち、地方税法施行令第56条の43第3項第1号イ第4号及び第5号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記入して下さい。
  - ②欄…共用床面積のうち、地方税法施行令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に1/2を乗じて得た面積を記入して下さい。

(申告書裏面第44号様式別表4記載要領参照)

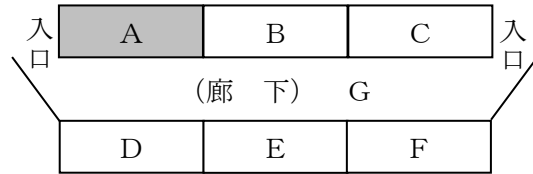
(設例) 共用部分がある場合の床面積の計算方法

ア 一の家屋全部が二以上の事業所等の用に供されている場合

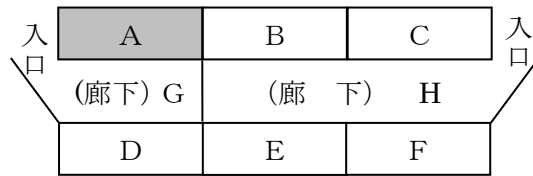
① 共用部分がこれらの事業所等の全部に係るものである場合

この場合、A 事業所等に係る事業所床面積は、

$A$  (事業所部分) +  $\{G$  (共用部分)  $\times A / (A+B+C+D+E+F)\}$  となります。



② 一のグループに係る共用部分と他のグループに係る共用部分に分かれている場合



共用部分が建物の区分所有等に関する法律第 11 条第 1 項に規定する一部の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかな共用部分等に該当する場所ですが、この場合には、上図の A 事業所等に係る事業所床面積は、

$A + \{ G \times A / (A+D) \}$  となります。

イ 一の家屋の一部が事業所等の用に供され他の一部が住居の用に供されている場合

① これらの事業所等及び住居の全部に係る共用部分がある場合

この場合は、ア①の図中、例えば B が住居である場合と考えればよいから、A 事業所等に係る事業所床面積は、ア①に述べたものと同じになります。

② 一のグループに係る共用部分と他のグループに係る共用部分に分かれている場合

下図において、例えば事業所等 C に係る事業所床面積は、

$C + \{ H \times C / (B+C+E+F) \}$  となります。



なお、この図において示したように、以上の場合において、共用部分の延べ面積をあん分する場合の基礎となる家屋の共用部分以外の部分で当該各共用部分に係るものの中には、空室となっているものも含まれます。

### III 非課税・課税標準の特例・減免

#### 1. 非課税対象施設一覧表（地方税法第 701 条の 34 抜粋）

○・・・適用有  
×・・・適用無し

[注] 法③26・・・地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 26 号の略

区分	対象	施設・要件等	適用		根拠法等	添付書類
			資産割	従業者割		
共通	従業者の福利厚生施設 (詳細 18 ページ)	食堂・娯楽室・診療室・理髪室等	○	○	③26	施設平面図 施設内訳明細
消防	消防用設備等・防災施設等 (詳細 19～21 ページ)	百貨店・ホテル等の特定防火対象物の防火施設等	○	×	④	施設平面図・施設内訳明細・ 消防検査結果通知書写し
駐車場	路外駐車場	公共用の時間貸し駐車場	○	○	③27	市への届受理証明書写し
	駐輪場	都市計画において定められた都市施設	○	○	③28	都市計画に定められた施設である証明
中小企業関連	中小企業集積活性化事業用施設	県又は中小企業基盤整備機構から資金貸し付けを受けた施設	○	○	③18	資金の貸し付けを受けた証明
	中小企業特定国際戦略事業、特定地域活性化事業用施設	総合特別区域法による事業で市町村から資金貸し付けを受けた施設	○	○	③19	資金の貸し付けを受けた証明
交通事業関連	一般自動車運送事業等施設	一般乗合旅客自動車運送事業施設（タクシー等除く）・一般貨物自動車運送事業施設・鉄道運送事業者の行う運送事業施設（事務所以外の施設）	○	○	③21	国土交通大臣の免許証・施設ごとの認可証写し
	自動車ターミナル用施設	バスターミナル・トラックターミナル（事務所以外の施設）	○	○	③22	ターミナルごとの国土交通大臣の免許証写し
	鉄道事業用施設	鉄道事業経営者・軌道経営者の行う事務所・発電施設以外の施設	○	○	③20	国土交通大臣の免許証・認可証写し、軌道経営者については国土交通大臣の特許証写し
公害関連	一般廃棄物処理施設	市町村の許可又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集・運輸又は処分の事業用施設	○	○	③8	市の許可又は委託のある証明



区分	対象	施設・要件等	適用		根拠法等	添付書類
			資産割	従業者割		
農業関連	農林漁業生産施設	農業、林業、漁業を営むものが直接生産の用に供する施設	○	○	③11	現況写真
	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	③12	
公共事業関連	電気事業用施設	電気事業法に規定する一般送配電事業・送電事業・特定卸供給事業又は発電事業・配電事業の用に供する一定の施設	○	○	③16	経済産業大臣の許可証写し
	ガス事業用施設	ガス事業法に規定するガス事業用施設	○	○	③17	経済産業大臣の許可証写し
	電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する電気通信事業用施設(事務所・研究所及び研修施設以外のもの)	○	○	③24	総務大臣の許可証写し
港湾	港湾運送事業用施設	港湾運送事業者がその本来の事業のように供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	×	○	⑤	港湾運送事業の免許証写し
特定業種	公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	③4	県の許可証写し
教育	教育文化施設	博物館・図書館・幼稚園	○	○	③3	県教育委員会の登録を受けた証明又は知事の認可を受けた証明
医療	病院・診療所等	医療法等に規定する病院・診療所・介護医療院及び介護老人保健施設並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○	③9	県知事の許可証写し
福祉	社会福祉施設等	社会福祉施設・保護施設・児童福祉施設・老人福祉施設・障害者援護施設・認定こども園・介護医療院等	○	○	③10 ～10 の9	県知事の許可証写し
	国及び公共法人	国及び非課税独立行政法人並びに法人税法に規定する公共法人	○	○	①	
国等	公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う事業用施設(収益事業は除く)	○	○	②	

## 主な非課税対象施設

### 従業員の福利厚生施設

非課税対象となる施設は、事業主が負担する従業員の福利厚生施設です。業務の性質上設置された施設や、一定の場所に固定していない施設は対象になりません。

また、床面積は非課税施設のみが該当するので、それに通じる廊下や階段部分等の共用部分は含まれません。

福利厚生施設具体例	
該当する施設又は従業員	該当しない施設
体育館・図書館・保養所 更衣室 医療室・診療室 休憩室・娯楽室・宿泊室 シャワー室 理髪室 食堂・売店・喫茶室 経営委託を受けた社員食堂の従業員	トイレ・給湯室等事業活動を支えるもの 研修の一環として使用される体育館 制服着用義務者の更衣室 移動用ロッカーで区切った更衣室 電話交換手の休憩室 工場等の浴室 清涼飲料用の自動販売機床面積 通勤用の駐車場 タクシー乗務員の仮眠室

消防用設備・防火施設等

- ・ 非課税等の対象となる施設は、消防法第 17 条第 1 項の防火対象物のうち、百貨店・旅館等の不特定多数の者が出入りする特定防火対象物（表 1）です。一般事務所・倉庫においては、当該消防用設備及び防火施設等が設置されても対象になりません。
- ・ 消防用設備等（表 2）については、消防法に適合するものの占有する床面積です。壁天井等に設置されているものは含みません。
- ・ 避難施設等（表 3）については、建築基準法に適合するものの占有する床面積の一定割合です。壁天井等に設置されているものは含みません。

表 1 特定防火対象物

消防法施行令 別表第 1 の項	建物の用途
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ロ 公会堂、集会場
(二)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場、ダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（一）項イ、（四）項、（五）項イ及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で、総務省令で定めるもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ 病院、診療所、助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム・有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム・有料老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、保育所、幼保連携型認定こども園等 ニ 幼稚園、特別支援学校
(九)	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの

(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階（(十六の二) 項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(一) 項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

(注) 消防法施行令別表第 1 の防火対象物のうち上表に該当するものに限られます。

表2 消防用設備等

区 分	設 備 等
消火設備	1. 消火器及び次に掲げる簡易消化用具 (ア)水バケツ (イ)水槽 (ウ)乾燥砂 (エ)膨張ひる石、膨張真珠岩 2. 屋内消火栓設備 3. スプリンクラー設備 4. 水噴霧消火設備 5. 泡消火設備 6. 不活性ガス消火設備 7. ハロゲン化物消火設備 8. 粉末消火設備 9. 屋外消火栓設備 10. 動力消防ポンプ設備
警報設備	1. 自動火災報知設備 2. ガス漏れ火災警報設備 3. 漏電火災警報器 4. 消防機関へ通報する火災報知設備 5. 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備 (ア)非常ベル (イ)自動式サイレン (ウ)放送設備
避難設備	1. すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 2. 誘導灯、誘導標識
消防用水	防火水槽、これに代わる貯水池その他の用水
消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信、補助設備

- (注 (1) 消防法第 17 条第 1 項に規定する消防用設備等であつて、消防法施行令第 2 章の規定に適合するもの又は同法第 17 条の 2 第 1 項若しくは第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用があるものに限られます。
- (2) 上記設備等に附置される電源を含みます。
- (3) 移動性消火用具については、その設備箇所消防法施行規則第 9 条第四号に基づく標識が設けられ、かつ、当該設置箇所に設置されている場合に限り、その占用床面積が非課税とされます。

表3 避難施設等

区 分	施 設 等	非課税部分
建築基準法第35条に規定する施設又は設備	1. 階段（避難階段、特別避難階段） 2. 排煙設備 3. 非常用の照明装置 4. 非常用進入口（バルコニーを含む） （※2、3については予備電源を含む。）	その全部
	1. 廊下 2. 階段（避難階<直接地上へ通ずる出入り口のある階>又は地上へ通ずる直通階段に限る。） 3. 避難階における屋外への出入口	その1/2
非常用エレベーター	非常用エレベーター（予備電源を含む。）	その全部
建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室	1. 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備を設置しているもの 2. 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置を設置しているもの （※火災報知設備に係る部分は除く。）	その1/2
建築基準法施行令第112条第11項に規定する建築物のうち右に掲げる部分で防火区画されているもの	1. 吹抜きとなっている部分 2. 階段の部分 3. 昇降機の昇降路の部分 4. ダクトスペースの部分 5. その他これらに類するもの ※ 建築基準法施行令第112条第11項に規定する建築物とは、主要構造部を耐火構造とし、かつ地階または3階以上の階に居室を有する建築物をいう。防火区画とは縦方向に空間が連続する部分とその他の部分を耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画することをいう。	その1/2
避難通路等	西宮市火災予防条例の規定に基づき設置する避難通路で、スプリンクラー設備（消防法施行令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されたものに限る）の有効範囲に設置するもの	その全部
	1. 西宮市火災予防条例の規定に基づき設置する避難通路（上記該当のものを除く。） 2. その他行政命令に基づき設置する施設又は設備	その1/2

## 2. 課税標準の特例対象施設一覧表（地方税法 701 条の 41 抜粋）

○…適用有  
×…適用無し

[注] 法①10…地方税法第 701 条の 41 第 1 項第 10 号の略

区分	対象	施設・要件等	適用		根拠法等	添付書類
			資産割	従業者割		
ホテル	ホテル・旅館用施設	旅館業法に規定するホテル・旅館営業用施設で、客室・食堂・ロビー・浴室・厨房・機械室等の施設	○ 1/2	×	①9	知事の許可証写し 平面図 施設内内訳明細
倉庫施設・流通業務施設	倉庫業者の営業用倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	○ 3/4	×	①14	国土交通大臣の倉庫業の免許・施設の許可証写し
	流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	○ 3/4	○ 1/2	①18	国土交通大臣の倉庫業の免許・施設の許可証写し 都市計画位置図コピー
	流通業務地区内上屋・店舗等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設・倉庫上屋・卸売業等の店舗等	○ 1/2	○ 1/2	①17	都市計画位置図コピー
港湾施設	港湾施設の上屋・倉庫	港湾法に規定する港湾施設のうち上屋、及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの	○ 3/4	○ 1/2	①11	港湾法に規定する港湾施設である証明 倉庫業者の免許証
	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	○ 1/2	×	①13	港湾運送事業の免許証写し
	港湾施設のうち航行補助施設等	都市計画において港湾地区と定められた地区内の港湾通信施設・旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所・待合所及び宿泊所、船舶役務用施設	○ 1/2	○ 1/2	①10	
交通	タクシー事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○ 1/2	○ 1/2	①15	一般乗用自動車運送事業の免許証写し
組合	協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	○ 1/2	○ 1/2	①1	
障害者	心身障害者多数雇用事業所	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、身体障害者雇用促進助成金の支給を受けているもの	○ 1/2	×	②	助成金の支給を受けている証明

区分	対象	施設・要件等	適用		根拠法等	添付書類
			資産割	従業者割		
特定業種	特定信書便事業用施設	特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○ 1/2	○ 1/2	①19	総務大臣の特定信書便事業許可証の写し
	醸造業の製造用施設	みそ・しょうゆ・食用酢・酒類製造業者が直接製造の用に供する施設で、包装・瓶詰・樽詰等以外の施設	○ 3/4	×	①7	製造用施設の平面図
	木材市場・木材保管施設	木材市場等・木材販売業者・製材業者等がその事業の用に供する簡易構造の木材保管施設	○ 3/4	×	①8	簡易倉庫である写真添付
	生鮮食料品等流通施設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	○ 3/4	×	① 6	公的補助及び貸付けを受けている証明
	特定農産加工業者等	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づいて、特定農産加工業者等が実施する経営改善措置に係る施設	○ 1/4	×	附則33⑤	
公害	公害防止施設	事業活動によって生ずるばい煙・汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止または資源の有効な利用のための一定の施設	○ 3/4	×	① 3	
	公害防止事業用施設	産業廃棄物の収集・運搬又は処分事業、浄化槽清掃事業、廃油処理事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○ 3/4	○ 1/2	① 4	知事又は保健所設置市長の許可証
学校	各種学校等	専修学校・各種学校等が直接教育の用に供する施設	○ 1/2	○ 1/2	①2	監督庁の許可証
その他	休止施設	操業を完全に停止し、容易に通れないよう構造的に明確に区画され、期間が課税標準算定期間の末日以前引き続き6ヶ月以上休止施設	○	×	—	休止施設の平面図

※ 期限附措置法関係（附則33条5項）

法人は令和5年3月31日までに終了する事業年度分、個人は令和4年分まで

※ 二以上の課税標準の特例の適用がある場合

- 1項と2項と重複・・・1項を適用してから、控除後の面積に1/2に相当する面積
- 1項中において重複・・・資産割・従業者割のそれぞれに適用
- 1項中、一の施設で二以上該当・・・高い控除割合を適用



3. 減免対象施設一覧表（西宮市市税条例施行規則第 20 条の 3 抜粋）

○…適用有  
×…適用無し

番号	対象	施設・要件等	適用		添付書類
			資産割	従業者割	
1	指定自動車教習所	道路交通法第 99 条第 1 項の規定による指定自動車教習所	○ 1/2	○ 1/2	公安委員会の指定を受けた証書
2	修学旅行用バス施設	道路運送法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設（当該事業を行う者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第 124 条に規定する専修学校がその幼児・児童又は生徒のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	一定割合(注)	一定割合(注)	許可を受けたことを証明する書類等
3	酒類卸売業の保管用倉庫	酒税法第 9 条に規定する酒類の卸売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	○ 1/2	×	販売免許の証明書類等
4	タクシー事業用施設	法 701 条の 41 第 1 項の表の第 15 号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者の市内の区域に有するタクシーの台数が 250 台以下であるもの	○	○	免許を受けたことを証明する書類等
5	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	
6	果実飲料等の保管用倉庫	果実飲料の日本農林規格第 2 条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第 2 条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫	○ 1/2	×	
7	ビルメンテナンス業施設	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	×	○	
8	古紙回収事業の用に供する施設	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	○ 1/2	×	
9	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	○ 1/2	×	

番号	対象	施設・要件等	適用		添付書類
			資産割	従業者割	
10	漬物製造用施設	野菜又は果実（梅に限る。）の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	○ 3/4	×	
11	機械染色整理業の保管用施設	ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行うものにあつては、専業に限る。）で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	○ 1/2	×	
12	倉庫及び上屋	法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18条に掲げる施設のうち、倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋それぞれについて30,000平方メートル未満のもの	○	○	倉庫業の許可又は港湾事業の免許を受けた事を証明する書類
13	その他の事由	公益的な施設その他市長が特に減免を必要と認める施設			

$$(注) \text{一定割合} = \frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計}} \times \frac{1}{2}$$

#### IV 各種申告時の端数処理

- (1) 税額・・・・・・・・・・資産割額・従業者割額の合計で100円未満切捨て
- (2) 事業所床面積・・・・・・・・・・1㎡の100分の1未満切捨て
- (3) 従業者給与総額・・・・・・・・・・1円未満切捨て
- (4) 課税標準となる従業者給与総額・・1000円未満切捨て
- (5) 減免税額・・・・・・・・・・100円未満切り上げ

#### V その他の申告

- ・ 事業所の新設又は廃止に係る申告（法701の52①）  
新設又は廃止した日から1ヶ月以内に、その旨その他必要な事項を申告しなければなりません。新築等により新たに開設された事業所や増築等により面積の変動が生じた事業所等につきましては、建築図面等や非課税等該当の根拠資料（コピー）を提出して下さい。
- ・ 事業所用家屋の貸し付けに係る申告（法702の52②）  
貸し付けした日（異動があった日）から1ヶ月以内に当該事業所の床面積その他必要な事項を申告しなければなりません。この場合も契約書等面積が分かる根拠資料を添付して下さい。
- ・ 納付税額がない場合の申告（法701の46③、701の47③）  
納付税額がない場合でも、一定基準以上の事業を行うものについては事業に係る事業所税の申告が必要です。
  - ア 事業所床面積（非課税部分を含む）が800㎡を超える場合又は従業者（非課税の者等含む）が80人を超える場合
  - イ 前事業年度（法人）または前年（個人）に納付すべき事業に係る事業所税額があった場合

## VI 申告は納期限までに

申告納付期限までに申告・納付がない場合や、申告事項に誤りがある場合には、次のような負担をしていただくことになりますので、ご注意ください。

### 1. 延滞金（法 701 の 59・60）

申告納付期限後に事業所税を納付する場合や不足額が発生した場合は、当該税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ年 14.6%（一定の期間は 7.3%）の割合（上限）を乗じて計算した延滞金がかかります。

(1) 納付期限後 1 ヶ月を経過するまでの期間	年 7.3%
(2) 期限後申告又は修正申告後 1 ヶ月を経過するまでの期間	
(3) 徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間及びその後 1 ヶ月を経過するまでの間	
(4) 更正又は決定の場合は、更正（決定）の通知を行った日から 1 ヶ月を経過する日までの期間	
(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の後の期間	年 14.6%

### 2. 加算金

#### (1) 過少申告加算金（法 701 の 61 の①）

期限内に申告書を提出した場合で、当該申告税額が過少であった場合は、修正により増加する税額の 10%相当額の過少申告加算金が課せられます。

また、当該修正申告等により増額した税額が、期限内に提出した申告書に係る税額又は 50 万円のいずれか高い方の金額を超える場合には、当該超える部分に対しては 5%加算されます。

#### (2) 不申告加算金（法 701 の 61 の②③）

次の場合、納付すべき税額の 15%相当額の不申告加算金が課せられます。

また、当該納付すべき税額が 50 万円を超える場合には、50 万円を超える部分に対しては 5%加算されます。

- |  |
|--|
| ① 期限後に申告書を提出した場合                             |
| ② 市長が税額等を決定した場合                              |
| ③ 期限後に申告書を提出した場合で、その後修正申告書の提出があり、又は市長が更正したとき |
| ④ 市長が税額等を決定した場合で、その後修正申告書の提出があり、又は市長が更正したとき  |

ただし、期限後に申告書の提出があった場合、又は修正申告書の提出があった場合は、それらの申告が市長による決定又は更正を予知してなされたものでないときは、5%相当額になります。（法 701 の 61⑤）

(3) 重加算金（法 701 の 62）

過少申告加算金又は不申告加算金が課せられる場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は偽装したことによる場合には、重加算金（過少申告加算金に代えて 35%、不申告加算金に代えて 40%）が課されます。

(4) 不申告加算金及び重加算金にかかる加重措置（法 701 の 61④・62③）

過去 5 年以内に不申告加算金（市長による決定又は更正を予知して申告がなされたものに限る）又は重加算金を徴収された場合で、再び不申告等に基づき不申告加算金（市長による決定又は更正を予知して申告がなされたものに限る）又は偽装・隠蔽に基づく修正申告等により重加算金を徴収することとなる場合には、それぞれの当該加算金の割合に 10%が加算されます。

## VII ホームページでダウンロードできる申請書類等

申請書類等	様式
事業所税申告の手引き	PDF：1,492KB
事業所税申告書（第 44 号様式）	PDF：31KB
事業所等明細書（第 44 号様式別表 1）	PDF：21KB
非課税明細書（第 44 号様式別表 2）	PDF：22KB
課税標準の特例明細書（第 44 号様式別表 3）	PDF：28KB
共用部分の計算書（第 44 号様式別表 4）	PDF：26KB
事業所税納付書	Excel：61KB
事業所税従業者給与総額月別明細書	Excel：15KB
事業所用家屋貸付申告書	Excel：21KB
事業所税みなし共同事業申告書	Excel：20KB
事業所等新設・廃止申告書	Excel：16KB
事業所税減免申請書	Excel：16KB
事業所税更正請求書	Excel：16KB